

工 事 中 の 消 防 計 画（作成例）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、〇〇〇〇〇〇株式会社の工事中の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

事業所名を記入する。

事業所名を記入する。

該当しない文字を横線で消す。委託がある場合は、必要事項を【別表1】に記入する。

（適用範囲等）

第2条 この計画は、〇〇〇〇〇〇株式会社の工事を行う部分に出入りするすべての者に適用する。

受託者を記入する。

（防火管理業務の委託について）【~~該当~~・~~非該当~~】

第3条 委託を受けて工事中の防火管理業務に従事する◇◇◇◇管理株式会社は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

2 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理業務の委託状況は、【別表1】のとおりとする。また、【別表1】には防火管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付するものとする。

（防火管理者の権限と業務）

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限をもって、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報及び避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施及び監督
- (4) 火気の使用、取り扱いの指導及び監督
- (5) 工事関係者に対する防災教育の実施
- (6) 防火担当責任者、火元責任者の指導及び監督
- (7) 管理権原者への提案及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

（消防機関との連絡）

第5条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 工事内容の大幅な変更
 - ウ 自衛消防組織の大幅な変更
- (3) 自衛消防訓練実施の事前通報と指導の要請

- (4) その他防火管理について必要な事項
- 2 防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備し、保管するものとする。

(火災予防のための組織)

第6条 工事中における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火元責任者を置くものとし、【別表2】のとおり責任区分を定めるものとする。

(防火担当責任者の業務)

第7条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第8条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐

(火気等の使用制限等)

第9条 防火管理者は、次の事項について喫煙、工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材及び火気等の使用制限を行うものとする。

- (1) 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- (2) 工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材の場所の指定
- (3) 工事等の火気使用の禁止又は制限
- (4) その他必要と認められる事項

(火気等の使用時の遵守事項)

第10条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気使用設備を使用する場合、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 使用設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
- (3) 使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 指定された喫煙場所以外では、喫煙してはならない。

(工事に伴い機能に支障を生じる設備等)

第11条 防火管理者は、工事に伴い消防用設備及び避難施設等の機能に支障を生じる場合は、【別表3】及び【別表4】により代替となる措置を講じるものとする。

(工事に伴い使用する資機材等の管理)

第12条 工事施行責任者は、工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材等を防火管理者に事前に届出するとともに、その管理については【別表5】によるものとする。

(工事に伴い取り扱う危険物等の管理)

第13条 工事施行責任者は、工事に伴い取り扱う危険物等を防火管理者に事前に届出するとともに、その管理については【別表6】によるものとする。

(施設に対する遵守事項)

第14条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難の障害となる設備の設置又は物品を置かないこと。
- (2) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (3) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 防火戸に近接して、延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(工事関係者の遵守事項)

第15条 第12条及び第13条に係る工事を行う者は、防火管理者が作成した消防計画に記載されている内容を遵守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者へ提出し、必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

(自主点検検査)

第16条 消防用設備等の点検及び建物、火気使用設備並びに危険物等の検査は、【別表7】に定める検査表に基づき定期的実施するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第17条 防火管理者は、各種結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに管理権原者に報告するものとする。

(自衛消防隊の組織と任務)

第18条 ○○○○○○株式会社 **事業所名を記入する。** の自衛消防隊の組織として **自衛消防隊長名を記入する。** 総務部長 □ □ □ □ を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を【別表8】のとおり編成するものとする。

(避難経路図)

第19条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員等に周知徹底するものとする。

(防災教育及び訓練の実施)

第20条 防火管理者及び工事施行責任者は、自衛消防隊の消防技術及び工事関係者の防火意識の向上を図るため、次の防災訓練及び教育を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊による消火、通報、避難訓練
- (2) 工事関係者に対する消防用設備等の設置場所、使用方法及び避難経路等の周知
- (3) 工事関係者が火災予防上遵守すべき事項の周知

2 工事関係者に対する防災訓練及び教育は、次の時期に実施するものとする。

- (1) 工事開始前〇〇月〇〇日に自衛消防隊員が参加して実施する。
- (2) 教育は工事開始前に工事関係者に対して行う。新規の工事関係者に対しては、その都度行う。

訓練を実施する月日を記入する。

附 則

この消防計画は、 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【別表 1】

工事期間中の防火管理業務の委託状況表 (記入例)

受託者氏名 (名称)		◇◇◇◇管理株式会社		
受託者住所 (所在地)		岩国市◇◇町◇◇丁目◇◇-◇		
連絡先 (電話番号)		◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇		
委託状況	<input type="checkbox"/> 常駐	常駐場所		
		常駐人数		
		委託時間		
	<input checked="" type="checkbox"/> 巡回	巡回回数	1 時間ごと (計 1 4 回)	
		巡回人数	2 人	
		委託時間	平日 : 1 7 時から翌日 8 時まで 土日祝日 : 8 時から翌日 8 時まで	
	<input type="checkbox"/> 移報	待機場所		
		到着所要時間		
		委託時間		

- 備考 1 印のある欄については、該当の印に✓を付けること。
 2 防火管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付すること。

【別表 2】

工事中の火災予防のための組織 (記入例)

防火管理者	役職・氏名 総務部長 □ □ □ □		
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	担当員	担当区域	担当員
本事務所棟	氏名又は役職名	1 階フローア	氏名又は役職名
		2 階フローア	氏名又は役職名
食堂棟	氏名又は役職名	厨房	氏名又は役職名
		食堂	氏名又は役職名

【別表3】

機能に支障を生ずる消防用設備（記入例）

機能に支障を生ずる消防用設備	区 域	支障を生ずる期間
自動火災報知設備	本事務所棟 1 階	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
屋内消火栓設備	食堂棟 1 階厨房	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
誘導灯	本事務所棟 1 階	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
代 替 措 置 等	<p>1 防火管理責任者及び警備員等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化する。（毎日〇時間ごとに巡回を実施する。）</p> <p>2 機能を停止する消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分を必要最低限にする。</p> <p>3 防火管理責任者は、防災センター等に工事内容（機能が停止する設備等）について、連絡を蜜にする。</p> <p>4 工事終了後、機能を停止していた消防用設備等について、防災責任者及び警備員等による点検を実施する。</p> <p>5 機能を停止する消防用設備について、消防機関と事前に協議する。</p> <p>※ 自動火災報知設備：仮設工事等を行い、当該機能を確保する。 ※ 屋内消火栓設備：消火器を増強する。 ※ 誘導灯：移設により機能を確保する。（移設場所を図面に記入する。）</p>	

【別表 4】

機能に支障を生ずる避難施設等（記入例）

機能に支障を生ずる避難施設等	区 域	支障を生ずる期間
避難階段	本事務所棟 2 階東側	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
非常用進入口	本事務所棟 2 階東側	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
代 替 措 置 等	<p>1 工事により避難に支障を生じる区域に避難経路を掲示する。</p> <p>2 避難誘導担当者及び工事人に対して、当該避難経路を周知徹底する。</p> <p>3 出来る限り 2 方向避難を確保する。</p> <p>4 防火管理者は、避難階段、通路等及び非常用進入口付近に障害となる資材等が置かれていないか随時確認する。</p> <p>※ 避難階段及び非常口等に支障を生じる場合は、他の避難施設等への避難誘導を行う。</p>	

【別表5】

工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材（記入例）

資機材の種類	数量	使用場所	使用する期間
ガス溶断機	3台	本事務所棟1階	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
電気溶接機	2台	本事務所棟1階	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
高速カッター	1台	食堂棟1階厨房	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
電気サンダー	5台	食堂棟1階厨房	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
管 理 の 方 法 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用する資機材は、事前に防火管理者へ届出をし、承認を受ける。 2 資機材の使用前、使用後の点検を確実に実施する。 3 溶接及び溶断作業を行う場合は、火花が飛散する範囲内の可燃物を除去又は不燃性シート等による遮蔽処置を行う。 4 溶接及び溶断作業を行う場合は、消火器を配置する。 5 溶接及び溶断作業を行う場合は、監視人を配置する。 6 危険物及び可燃物の周囲では、火気を使用しない。 		


【別表6】

工事に伴い取り扱う危険物等（記入例）

危険物等の種類	数量	取扱う場所	取り扱う期間
合成樹脂エナメル塗料 （第4類第3石油類）	1200	本事務所棟1階	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
合成樹脂塗料用シンナー （第4類第2石油類）	400	本事務所棟1階	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
管 理 の 方 法 等	<p>1 危険物品等は、工事現場内には常時保管しない。保管する場合は、施錠する等管理を徹底する。</p> <p>2 塗料等の危険物を使用する時は、付近に火気及び火花を発生する物等が無い事を確認してから使用する。</p> <p>3 一時保管場所には、取扱い上の注意事項及び取扱い責任者を明示する。</p> <p>4 一時保管場所には、消火器を設置する。</p> <p>5 常に整理整頓する。</p> <p>6 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。</p> <p>7 危険物を貯蔵又は取扱う場合は、事前に防火管理者及び工事施工責任者へ届出をし、承認を受ける。</p>		

【別表7】

日常の自主検査表（記入例）

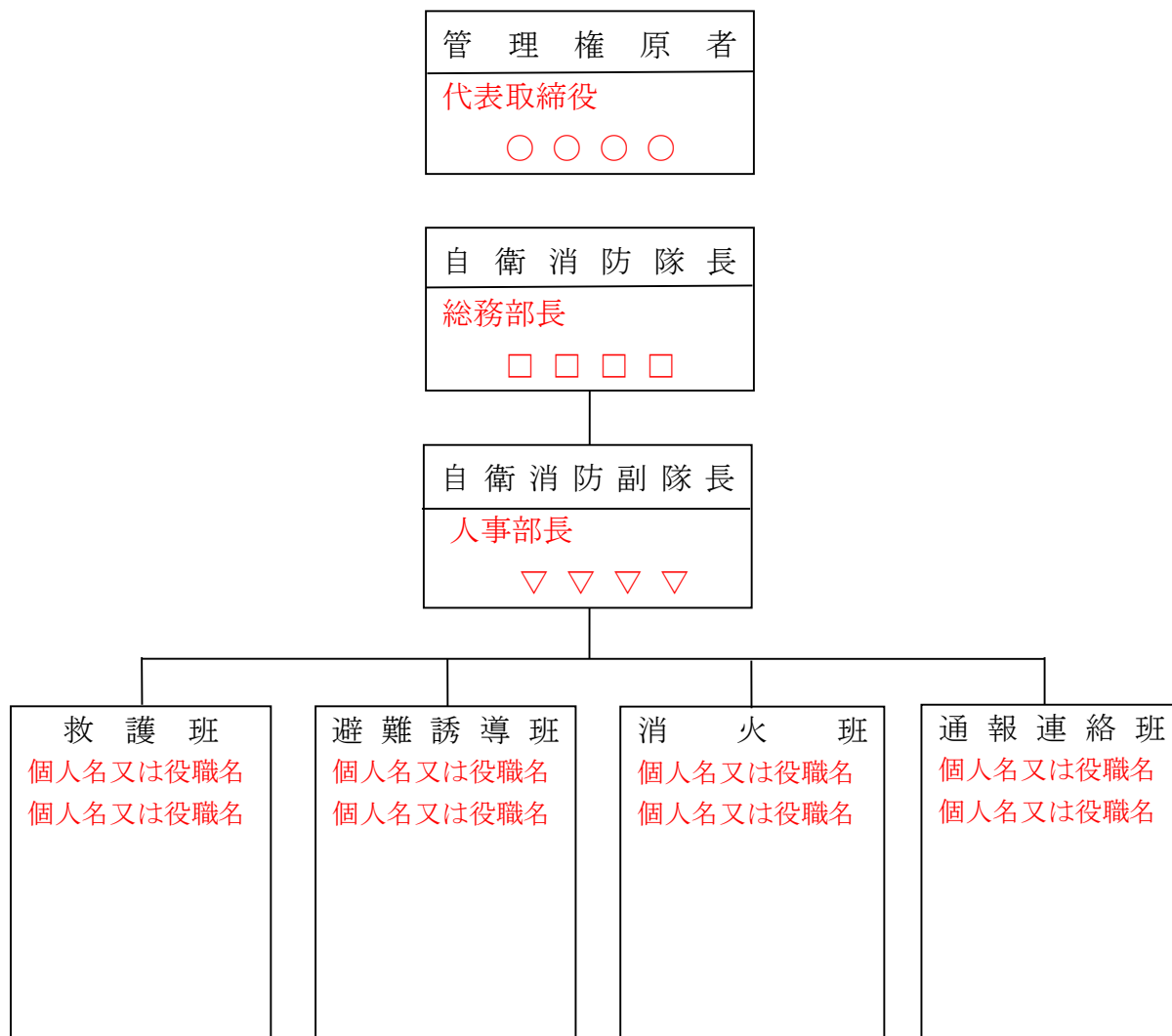
日	曜日	検査項目											備考	
		終業時の火気の確認	終業時の施錠管理	終業時の吸殻処理	消防用設備等				防火戸の閉鎖障害	防火シャッター閉鎖障害	避難経路の確保状況	危険物の保管状況		
					消火器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	その他						
1	月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⊗	⊗	○	物品を撤去
2	火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	土	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	土	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※ 記入方法 ○：正常 ×：不良 ⊗：即時改修済み												確認印	工事責任者 	

日 常 の 自 主 検 査 表

日	曜日	検 査 項 目											備 考
		終業時の火気の確認	終業時の施錠管理	終業時の吸殻処理	消防用設備等				防火戸の閉鎖障害	防火シャッター閉鎖障害	避難経路の確保状況	危険物の保管状況	
					消火器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	その他					
16	火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	木												
19	金												
20	土												
21	日												
22	月												
23	火												
24	水												
25	木												
26	金												
27	土												
28	日												
29	月												
30	火												
31	水												
※ 記入方法 ○ : 正常 × : 不良 ⊗ : 即時改修済み											確認印	工事責任者	

【別表 8】

自 衛 消 防 隊 の 編 成 表 (記入例)



【別表 9】

消 防 活 動 任 務 分 担 表

担 当 係	任 務 内 容
通 報 連 絡 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関への通報 ・ 館内への伝達、関係者への通報
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火場所への急行 ・ 消火器等による初期消火
避 難 誘 導 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常口の開放、避難誘導 ・ 避難器具の設定、操作 ・ 負傷者及び逃げ遅れた者の確認
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者に対する応急措置 ・ 救急隊との連携、情報の提供